

電子商取引にかかる欧州 VAT 申告納税制度の簡素化(欧州委員会による改正案)

Issue 7, January 2017

In brief

2016年12月1日、欧州委員会より電子商取引に関する付加価値税(VAT)の課税制度を簡素化することを目的とした提案書が公表されました。改正案には、特に中小事業者や新規事業者によるクロスボーダーの電子商取引を促進する観点から、他のEU加盟国の消費者向けに行われる資産の譲渡(モノの販売)およびサービスの提供にかかる付加価値税について、自国の統一されたポータル上でまとめて申告することを可能とする「Maxi One Stop Shop」制度の導入が含まれます。また、他の加盟国向けの販売が年間10,000ユーロ以下の場合に国内取引とみなして自国で課税する制度の創設や、EU域外からの少額輸入品にかかるVAT免税制度の廃止なども提案されています。すべての加盟国による合意がなされた場合には、改正案の一部は2018年より施行される予定です。

In detail

1. 統一されたポータル上での簡素化されたVAT申告システム - Maxi One Stop Shop

今回の欧州付加価値税制度の改正提案は、デジタル経済の成長のため、加盟国間で異なる法律、制度、通信環境などを整備し統一ルールを作ることを目指し、2015年に発表された「欧州デジタル単一市場戦略(Digital Single Market Strategy for Europe)」およびその「アクションプラン」に基づいて策定されています。

主要な改正提案として、いわゆる「Maxi One Stop Shop」(MOSS)の導入があります。これは、事業者がその居住する加盟国の統一されたポータル上で、他の加盟国において行う資産の譲渡およびサービスの提供にかかる付加価値税をまとめて申告することを可能とするシステムです。

現行ルールでは、オンライン事業者は、原則として、商品の販売先であるそれぞれの加盟国において、各加盟国のルールに基づき、付加価値税の登録、申告、納税を行う必要があり、その事務負担が問題とされていました。

EU域内事業者が消費者向けに行う、電子書籍やスマートフォン・アプリの配信等の電子的サービス等については、2015年より、課税地決定ルールを顧客(消費者)所在地を基準とするルールに変更するとともに、簡便的な申告納税方法として「Mini One Stop Shop」制度がすでに導入されています。欧州委員会は、その簡素化された申告納税方式が、徴税の観点からも事業者の事務負担軽減の観点からも効果をあげているとして(企業の事務負担はEU全体で23億ユーロ軽減、加盟国の税収は70億ユーロ増加したと試算されています)、この仕組みをオンラインで消費者に「モノ」を販売する事業者に対しても利用可能とすることを目指しています。

提案の一環として、EU 加盟国間で行われる一定金額に満たない消費者向け販売に適用される、現行の「消費者通信販売ルール (distance sales regime)」は廃止されます。また、MOSS は EU 域外からの輸入取引についても適用することとされており、現行の少額輸入品免税制度は廃止されることとされています。

関連する IT システムの開発にかかる期間を考慮し、MOSS の導入時期は 2021 年と計画されています。

2. 年間 10,000 ユーロ以下のクロスボーダー販売にかかる特例

欧州委員会は、電子商取引に関して、他の加盟国向けの販売が年間 10,000 ユーロ以下の場合には、あたかも国内において販売したのと同じように取扱い、事業者の設立国のルール (請求書記載要件や記録保存等のルール) に従って VAT を申告することを認める制度を提案しています。これにより、43 万の事業者 (国境を越えて商品を販売する小規模事業者の 97% に相当) が事務負担軽減の恩恵を受けるものとされています。

さらに、クロスボーダーで電子的サービスを提供する事業者の年間のクロスボーダー販売額が 100,000 ユーロ未満の場合には、購入者所在地を特定するための (すなわち納税すべき国を特定するための) エビデンスを 1 つのみ入手すれば足りることとする措置が提案されています (現行ルールでは 2 つ以上のエビデンスを入手する義務があります)。

これらの小規模事業にかかる特例の適用時期としては、電子的サービスの提供に関しては 2018 年、資産の譲渡に関しては 2021 年より適用することとされています。

3. 電子書籍等にかかる税率

現行の付加価値税指令では、伝統的な出版物に対しては軽減税率の適用が認められている一方で、電子書籍等の電子出版物の提供に対しては標準税率を適用しなければならないとされています。すべての加盟国による合意がなされた場合には、加盟国は電子出版物に対して紙の書籍等の伝統的な出版物と同じ税率を適用することが認められます。

4. 改正案の意義

本改正案は、今後、欧州議会において審議され、その後、欧州連合理事会による採択決議にかけられます。

2010 年に導入された「VAT パッケージ」はサービスにかかる課税地ルールを大幅に変更する改革でしたが、その帰結として、2015 年から、EU 域内事業者による消費者向け電子的サービスや情報通信サービスの課税地が、従来のサービス提供者所在地から顧客所在地に変更され、同時に Mini One Step Shop 制度の導入により、事業者が自身の設立国における統一されたポータル上で、他の加盟国を課税地とする売上をまとめて申告できることとなりました。今回の改正提案が採択されれば、その簡素化された申告納税方式が、消費者向けのその他のオンラインサービス、さらには、モノの販売にまで拡大されます。これは、EU における税務申告制度のさらなる劇的な転換を意味することとなります。

改正提案では、EU 域外から EU 域内消費者に対して、モノの販売や (電子的サービスのみならずその他の) サービス提供を行う事業者についても、MOSS を利用することが想定されており、また、申告期限の延長や修正申告方法の簡素化なども提案されています。改正が実現すれば、日本から EU 域内消費者に対してオンラインでサービス提供する事業者にとっても影響があるものと思われ、今後の審議動向が注目されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

村上 高士

03-5251-2341

takashi.a.murakami@jp.pwc.com

シニアマネージャー

中田 幸康

080-3452-9123

yukiyasu.y.nakata@jp.pwc.com

マネージャー

溝口 豪

070-1369-1310

tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。